

日本産業衛生学会東海地方会 学術研究の助成に関する内規

(目的)

1. この内規は、日本産業衛生学会東海地方会による学術研究の助成の基準及び方法を明確にして、学術研究活動の促進を図ることを目的としている。

(助成する内容)

2. 英文校正料及び論文掲載料等、学術研究に必要な費用とする。論文掲載料は、産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health および Environmental and Occupational Health Practice に限る。
3. 助成金額は、1 件の論文につき 10 万円を上限とする。なお査読後や別雑誌への再投稿時の再校正も合計金額が上限を超えない範囲であれば申請可とする。
4. 助成の申請者は、その論文の筆頭著者とする。

(申請の条件)

5. 助成の申請は、以下の全ての条件に合致している場合に行うことができる。
 - (1) 申請者は、日本産業衛生学会東海地方会会員であること
 - (2) 申請者は、原則として所属機関による研究費等の支給を受けていない立場であること
 - (3) 申請者は、過去 1 年以内にこの制度による助成を受けていないこと
 - (4) 論文内容の研究は、学術研究推進委員会による研究指導等の支援（学術研究推進委員会指定の指導者からの支援または学術研究推進委員会開催のカンファレンスへの参加等）を受けたものであること
 - (5) 論文内容の研究は、他の研究費助成などを受けていない、または他の研究費助成などを受けていた場合もその期間が終了していること

(申請及び審査の手順)

6. 申請は、学術研究推進委員会にメール等により行う。
7. 英文校正料の助成については、原稿の語数も記載された見積書を添付するとともに、投稿予定雑誌名を記載して申請する。
8. 論文掲載料の助成については、掲載予定雑誌名、刷り上がりページ数と助成希望金額を記載して申請する。
9. 学術研究推進委員会は、必要に応じて論文原稿やその他追加資料の提出を求める場合がある。
10. 学術研究推進委員会は、申請内容が合理的か、また必要に応じて論文の質などを審査して助成の可否を決定する。
11. 助成件数は、原則として同一の年度に 3 件までとする。それを越えて助成が必要となる場合には、学術研究推進委員会は、地方会長と協議する。
12. 地方会長は、申請数の増加が見込まれるなどの場合には、審査における地方会長と学術研究推進委員会との協議を求めることができる。
13. 助成が可となった場合には、助成金の払い込み方法の希望等を、申請者が地方会事務局に相談する。

(助成の旨の記載及び公表)

14. 助成を受けた場合には、投稿論文の謝辞に「本研究は、日本産業衛生学会東海地方会学術研究推進委員会による助成を受けた」または「This work was supported by Japan Society for Occupational Health, TOKAI Branch, Scientific Research Promotion Committee」という内容を記載することとする。
15. 助成を受けたものについては、総会、理事会、ホームページ、地方会ニュース、産業衛生学雑誌等で公表することがある。

(内規の改訂)

16. この内規の改訂は、学術研究推進委員会で検討し、東海地方会理事会で承認を得るものとする。

附則 この内規は、2016 年 7 月 2 日より施行する。

この内規は、2017 年 7 月 1 日より改定する。(年間 3 件まで、支援の詳細規定)

この内規は、2020 年 10 月 17 日より改定する。(助成内容の拡大、掲載論文に EOH-P を追加)